



山梨県 全15件

■都道府県：山梨県

■自治体名：山梨県

【名称】太陽光発電施設の適正導入ガイドライン

【制定】2015年11月4日

【対象】太陽光

【内容】自然環境の保全、景観の保全、土地利用の制限、廃棄物の処理、地元との諸調整、強度・耐震性

【法令根拠】なし

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】なし

【概要】本県の良好な日照条件、首都圏から近い地理的条件、土地費用の安さなどの条件から、FIT制度開始以降、急速に事業用太陽光発電施設の導入が拡大した。発電事業者の中には、適正な手続を経ずに森林を伐採する者、急傾斜地で無理な事業を行う者などが見られたため、法令の規制がないエリアにおいても、安全かつ環境と調和し地域に根ざした太陽光発電施設の設置を促すための指針としてガイドラインを策定・公表したガイドラインでは、立地を避けるべきエリア等を示すとともに、適正な導入のために遵守すべき事項について、防災、景観、環境、設備面から記載し、各市町村、地域住民との合意形成を図ることを求めている。

■都道府県：山梨県

■自治体名：富士吉田市

【名称】富士吉田市景観条例

【制定】12月25日2027年

【対象】太陽光

【内容】景観の保全

【法令根拠】景観法

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】届出、事前相談

■都道府県：山梨県

■自治体名：都留市

【名称】都留市安心・安全な再生可能エネルギー発電設備の導入に関する要綱

【制定】2015年10月30日

【対象】(10kW未満)太陽光、風力、地熱、水力、バイオマス、熱事業、発電設備全般

【内容】規制は行っていない。努力規定自然環境の保全、景観の保全、地元との諸調整、自然災害発生ないよう対策すること

【法令根拠】なし

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】なし

【概要】市内に事業用太陽光発電設備が設置されるようになり、近隣住民の日常生活に不安を与える要因となっているため、発電事業者と市民が相互理解のもと、生活環境や自然環境との調和を図った安心・安全な発電設備の導入が図られることを目的とした。平坦地が少ない本市においては、山間部や農地への設備設置が相次ぎ、防災や環境面での住民不安を招いていた。

山梨県 全15件

■都道府県：山梨県

■自治体名：山梨市

【名称】山梨市再生可能エネルギー発電設備設置指導要綱

【制定】2016年4月1日

【対象】太陽光、風力、地熱、水力、バイオマス、新エネルギー全般

【内容】自然環境の保全、景観の保全、土地利用の制限、廃棄物の処理、地元との諸調整、騒音・振動、強度・耐震性

【法令根拠】なし

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】届出、事前相談

【概要】この要綱は、太陽光発電設備などの再生可能エネルギー発電設備設置に関して、「景観維持」「環境保全」「災害防止」「周辺住民等との合意形成」「設備の適正処理」の観点から、円滑な導入が図られることを目的としています。要綱には、設置事業者の責務、事前協議、一定規模を越える設備に係る地元説明会の開催、設置事業届及び完了届の提出等を規定しています。

■都道府県：山梨県

■自治体名：山梨市

【名称】山梨市景観計画

【制定】2016年4月1日

【対象】太陽光、風力、地熱、水力、バイオマス、熱事業、新エネルギー全般

【内容】自然環境の保全、景観の保全、土地利用の制限、地元との諸調整、強度・耐震性

【法令根拠】山梨市景観条例

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】届出、事前相談

【概要】果樹園や富士山への眺望をはじめとする美しい景観の価値を見つめ直し、魅力をさらに高め、より良いものとしつつ、継承されるよう、景観法に基づき平成7年12月22日に市全域を景観計画区域とする「山梨市景観計画」を策定しました。あわせて、計画の運用に必要な山梨市景観条例を制定しました。

■都道府県：山梨県

■自治体名：大月市

【名称】大月市太陽光発電設備設置に関する指導要綱

【制定】2016年11月22日

【対象】太陽光

【内容】自然環境の保全、地元との諸調整、災害の防止

【法令根拠】なし

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】届出

【概要】太陽光発電設備の適正な設置についての指導等を行うことを目的とする

■都道府県：山梨県

■自治体名：韮崎市

【名称】韮崎市景観条例

【制定】2013年6月25日

【対象】太陽光、風力、地熱、水力、バイオマス、熱事業

【内容】景観の保全、土地利用の制限、地元との諸調整

【法令根拠】景観法

【罰則規定】あり

【条例等が定める許認可の手続き】届出

【概要】市固有の自然及び歴史文化を後世に受け継ぐにふさわしい質の高いまちづくりと心地良さを感じるまちづくりの実現に寄与することを目的としている。

山梨県 全15件

■都道府県：山梨県

■自治体名：南アルプス市

【名称】南アルプス市景観まちづくり条例

【制定】平成23年4月1日(平成28年3月11日改正)

【対象】太陽光, 風力, 地熱, 水力, バイオマス, 熱事業

【内容】自然環境の保全, 景観の保全

【法令根拠】景観法

【罰則規定】あり

【条例等が定める許認可の手続き】届出

【概要】策定時(平成23年)には、太陽光発電施設は届出行為の対象となっていなかった。しかしながら、今後700件余りの太陽光発電設備の稼働が予定されており、中規模から大規模(メガソーラー)発電についても、20件余りの稼働が予定されている状況となっていた。さらに、大規模(メガソーラー)発電にいたっては、経済産業省の許可を受けている案件(非公開)で、件数の把握ができないものがあり、事前協議が行えないまま建設計画が進行し、景観及び土地利用に関係なく設置される恐れもある。太陽光発電設備について、事業者と協議を行い、無秩序な設置を防止し、周辺の景観と調和した設備の設置を促すため、届出対象行為の追加や制限事項の基準を設けた。本市においては、高さ13m以上、パネル面積10-以上を超える物を届出対象としている。

■都道府県：山梨県

■自治体名：北杜市

【名称】北杜市景観条例

【制定】平成28年6月1日改正

【対象】太陽光

【内容】景観の保全

【法令根拠】なし

【罰則規定】あり

【条例等が定める許認可の手続き】届出

【概要】北杜市の美しく個性的な風景を今後も守り、北杜市らしい良好な風景づくりを進めていくためには、建築や開発等を行う際に一定のルールを設け、統一感があり、周辺の風景と調和したものにしていくことが必要です。そのために、市域を大きく2つの景観形成地域に分け、地域ごとに特性に応じた建築や開発等を行う際に守るべき事項(行為の届出と景観形成基準の遵守)を定めました。対象行為は、建築物や工作物の建築又は設置・土地の形質変更・土石の採取・木竹の伐採など多岐に渡ります。平成28年6月1日に景観計画の見直しにより、市民、観光客等、事業者と行政が北杜市の景観と調和した事業を実施するため、事業用太陽光発電設備の届出が追加されました。

■都道府県：山梨県

■自治体名：北杜市

【名称】北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱

【制定】2014年9月1日

【対象】太陽光

【内容】自然環境の保全, 景観の保全, 廃棄物の処理, 地元との諸調整

【法令根拠】なし

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】届出

【概要】市内における太陽光発電設備の設置に関して、事業者等が留意すべき事項等を定め、本市の有する景観、自然環境の保全及び地域環境との調和を図ることを目的として、「北杜市太陽光発電設備の設置に関する指導要綱」を制定しています。本指導要綱では、太陽光発電設備設置の届出や、太陽光発電設備設置にあたって関係法令等の確認や留意事項、事業者の責務を規定しており、必要と認められる場合は、調査及び指導を行います。

山梨県 全15件

■都道府県：山梨県

■自治体名：中央市

【名称】中央市景観条例

【対象】太陽光

【内容】自然環境の保全、景観の保全

【法令根拠】あり

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】届出、事前相談、届出は着手30日前までに行うこと

【概要】地上に設置する太陽光発電設備のうち、太陽電池モジュールの合計面積が10平方メートルを超えるものが届出の対象となる。

■都道府県：山梨県

■自治体名：市川三郷町

【名称】市川三郷町景観条例

【制定】2015年3月18日

【対象】太陽光、風力、水力

【内容】景観の保全

【法令根拠】なし

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】届出

【概要】地上に設置する太陽光・風力・小水力発電施設において、高さ10mを超えるもの又は太陽光モジュールの面積が10-を超えるもの、小水力発電施設で築造面積が10-を超えるものには届出を要する。(田園居住景観形成地域、山麗・山間景観形成地域、森林景観形成地域)

■都道府県：山梨県

■自治体名：富士川町

【名称】富士川町景観条例

【制定】2015年10月1日

【対象】太陽光、水力

【内容】景観の保全、地元との諸調整

【法令根拠】なし

【罰則規定】あり

【条例等が定める許認可の手続き】届出

【概要】景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく景観計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、町及び町民等の協働による景観形成を進め、もって景観計画の基本理念に掲げる「ふるさとの風土と歴史が育んだ愛着と誇りのもてる風景づくり」の実現を図ることを目的とする。

■都道府県：山梨県

■自治体名：西桂町

【名称】西桂町太陽光発電設備の建設等に関する指導要綱

【制定】2015年2月2日

【対象】太陽光

【内容】景観の保全

【法令根拠】景観法

【罰則規定】なし

山梨県 全15件

■都道府県：山梨県

■自治体名：山中湖村

【名称】山中湖村太陽光発電設備又は風力発電設備の建設等に関する指導要綱

【制定】平成25年12月17日施行

【対象】太陽光, 風力

【内容】景観の保全

【法令根拠】なし

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】届出

【概要】山中湖村景観条例及び山中湖村景観計画において、取扱いが明確になっていない行為について、景観上の影響を未然に防止するために定められた。